



平成 26 年 2 月 25 日

各 位

会社名 株式会社田中化学研究所
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田中 保
(コード番号 4080)
問合せ先 取締役執行役員 嶋川 守
(TEL. 0776 - 85 - 1801)

弊社との契約締結者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

本日 2 月 25 日 (火)、証券取引等監視委員会から、弊社との契約締結者 (取引先) の社員及び同人からの情報受領者に、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の発表がなされました。

弊社及び弊社社員による法令違反ではないものの、このような事態を招き勧告が発出されましたこと、株主の皆様、取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

記

1. 勧告内容

証券取引等監視委員会は、弊社との契約締結者 (取引先) の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、同 2 名に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされました。弊社が、住友化学株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らず、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日午後 4 時より前に、自己の計算において、弊社の株式を買い付けたものであります。

2. 現在の対応

弊社は、本件勧告の対象となる事案が昨年 10 月に発覚して以降、証券取引等監視委員会の調査に協力すると共に、社内調査委員会を設置して内部情報が外部に伝達された経緯等について調査して参りましたが、実態の解明には現在至っておりません。今回の勧告を基にして更なる情報等の収集に努め、実態の解明に努めます。

3. 今後の対応及び再発防止策

- ・ 弊社は、本勧告及び更なる調査の結果を基に、事実関係を正確且つ詳細に把握した上で、内部情報が外部に伝達された実態が明らかとなった場合は、厳正なる処分を可及的速やかに行います。
- ・ 弊社においては、本件勧告の対象となる事案の発覚を受け、内部者取引防止体制及び情報管理体制を再度見直し、関連規程の改正等を行い、全役職員等に対して社内研修を実施致しました。今後、その実効性を確保し且つ弊社役職員個々の遵法意識を高めるべく、組織体制の更なる強化を図ってまいります。

以 上